

4.一般社団法人日本神経病理学会教育施設・指導医基準

一般社団法人日本神経病理学会教育施設基準と指導医基準

(教育施設)

1. 指導医 1 名以上が常勤で勤務する病院または施設とする。
2. 「神経病理認定医と教育施設および指導医の必要条件」を満たし、「神経病理認定医研修細目」を達成できることを条件とする。
3. 神経病理認定医資格取得のため研修期間中に神経疾患の解剖20例以上、脳・脊髄の外科病理20例以上、筋生検・神経生検5例以上のすべてあるいは一つ以上を研修できることを必須とする。
4. 教育施設は「神経病理認定医研修細目」に基づいて、施設ごとの研修カリキュラムを作成し、それによる研修が可能な指導体制と設備が整っていること。
5. 指導医は研修を統括し指導する指導管理責任者となる。

(准教育施設)

1. 指導医1名以上が常勤で勤務している病院または施設とする。
2. 「神経病理認定医と教育施設および指導医の必要条件」を満たし、「神経病理認定医研修細目」の一部を達成できることを条件とする。
3. 研修期間中の神経疾患の解剖、脳・脊髄の外科病理、筋生検・神経生検の教育施設の症例数基準に満たないが、研修項目のすべて、あるいはその一部が研修できること。
4. 准教育施設は担当分野を明記し、教育施設あるいは他の准教育施設と協力して研修を担当する。
5. 研修カリキュラムの作成を必須とし、それに基づく研修が可能な指導体制と設備が整っていること。

(研修カリキュラム)

1. 単一の施設で神経疾患の解剖 20 例以上、脳・脊髄の外科病理 20 例以上、筋生検・神経生検 5 例以上を達成することが可能な場合には、その研修カリキュラムを教育施設申請書に記載する。施設の指導医が研修を統括し指導する指導管理責任者となる。
2. 単一の施設で、脳・脊髄の外科病理 20 例以上、筋生検・神経生検 5 例以上

4.一般社団法人日本神経病理学会教育施設・指導医基準

を研修することが困難な場合には、複数の教育施設、准教育施設が連携して、複合型研修カリキュラムを作成することができる。

3. 複合型研修カリキュラムでは、各施設の指導医、担当領域、研修可能な症例数を明記し、施設を統合して申請する理由を記載し、お互いに協力・連携して十分な神経病理認定医研修が行えることを提示すること。同カリキュラムの中で代表教育施設をひとつ定め、代表施設の指導医が研修を統括し指導する指導管理責任者となる。
4. 教育施設、准教育施設は、他の複数の教育施設、准教育施設と連携ができる。

(教育施設、准教育施設、研修カリキュラムの審査と認定)

1. 教育施設、准教育施設、研修カリキュラムは、教育施設調査書に基づき認定医制度委員会が審査し、理事会が認定を行う。
2. 認定をうけた施設には、それぞれの教育施設の認定証を交付する。
3. 施設の認定更新は5年毎とする。
4. 教育施設、准教育施設において指導医の不在などの事態が生じた場合には、すみやかに本学会事務局へ届け出る。

(指導医基準)

1. 指導医は神経病理認定医を育成指導できる神経病理の診断能力、学識、診療・教育歴を有する。
2. 指導医は原則として日本神経病理学会代議員であること。
3. 申請時、最近5年間で神経病理に関する学会（講演会を含む）での筆頭発表が3編以上および論文発表（共著者でも可）が5編以上あることを原則とする。
4. 指導医は、認定を希望するものからの申請に基づき、指導医基準に基づき認定医制度委員会が審査し、理事会が認定し、神経病理認定の研修指導を委任する。
5. 指導医に認定された者には、指導医認定証を交付する。
6. 2023年以降に新たに指導医を申請する場合は、神経病理認定医資格を必要事項とする。

(指導医の審査と認定および更新)

4.一般社団法人日本神経病理学会教育施設・指導医基準

1. 指導医は、申請書をもとに認定医制度委員会が審査し、理事会が認定を行い、研修指導を委任する。
2. 申請時、65歳未満であることを原則とし、65歳以上の場合は認定医制度委員会において検討する。
3. 指導医の認定更新は5年毎とする。認定更新手続きは、その年度に更新の審査を受ける該当者に対して、認定更新申請に必要な提出書類、申請期間を記載した文書を郵送にて送付する。
4. 認定更新の単位取得は5年間に50単位、そのうち30単位以上は、本学会学術大会、本学会地方会への参加取得を必須とする。なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。取得単位の対象となる企画と参加単位は、神経病理認定医の資格更新に関する細則と同様とする。
5. 認定医研修の受け入れ人数は、1名の指導医あたり、最大3名程度とする。

(指導医における認定医資格の特別移行措置について)

1. 2018年度の申請に限り、指導医基準を満たす理事・代議員には特別移行措置として神経病理認定医を賦与する。

(基準の改正)

1. 本基準の修正は認定医制度委員会と理事会の議決で行うこととする。

付記

常勤医とは週4日以上かつ週32時間以上勤務する者。

附則

1. この細則は、2018年10月1日から施行する。
2. 常勤指導医がおらず教育指導医が非常勤として関与している施設を教育施設として認定する場合、臨床部門、病理部門責任者のいずれかないしは両方が本学会代議員であり、本学会認定医制度への協力を文書で同意している場合、個別に対応し承認を考慮する。2019年4月21日から施行する。
3. 筋病理特別教育施設の設置
筋生検病理の研修を十分に行うために、筋病理に特化した教育研修を行う筋病理特別教育施設を設置する。

4.一般社団法人日本神経病理学会教育施設・指導医基準

この細則は、2021年6月1日から施行する。